

第48号議案

品川区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年6月28日

品川区長 濱 野 健

品川区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

品川区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例（平成26年品川区条例第23号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第3号を次のように改める。

(3) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、規定を整備する必要がある。